

山口市公共施設等総合管理計画

山口市

目次

第1章 計画の概要.....	1
第2章 公共施設等の現状.....	2
第3章 人口.....	8
第4章 財政.....	10
第5章 公共施設等の更新費用推計.....	14
第6章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針...	22

資料編

公共施設等の更新費用推計について.....	27
用語集.....	31

本資料については、以下の点にご留意ください。

- ①公共施設等については、平成26年度末時点の情報を基に整理分析しています。
- ②図表における数値については、端数処理のため合計及び平均が一致しません。
- ③将来予測の数値については、確実性を保証するものではありません。

第 1 章 計画の概要

計画の目的

本市は、平成 15 年の 3 町村合併以来、旧町村がそれぞれの歩みを揃え、まちづくりの施策を展開してきました。しかしながら、いわゆるハコモノと言われる公共施設等については、3 町村がそれぞれ整備したものを、そのまま引き継いで使用しているために、最適化がなされておらず、合併の強みを活かしきれていない部分があります。また、自治体が保有する公共施設等の指標の一つである「人口一人あたりの公共施設延床面積」では、本市は全国的な平均値よりも大きく、比較的多くの公共施設等を保有しているといえます。

公共施設等が多くあることは、市民へより広く行政サービスを提供することができますが、一方で公共施設等はそのままでは永久に使えるものではなく、日々の管理運営や修繕など多くの費用が発生します。また、公共施設等の多くは昭和 50 年代に建てられたため、今後一斉に老朽化による建替えが始まる見込みであり、本市財政への影響をおよぼすことが懸念されています。

一方で、少子高齢化、人口減少の進行、地方分権による国や県との役割の見直しなどがあり、公共施設等に対する利用需要も変化しています。さらには、平成 23 年に発生した東日本大震災を契機として、公共施設等に対しては防災・避難拠点としての機能強化が求められるようになりました。

しかしながら、地方交付税の減少、市税収入の減少、超高齢社会への変化に伴う扶助費の増加など、本市の財政は厳しい状況にあり、平成 22 年度からは、財政指標の悪化に伴い、起債許可団体となりました。平成 26 年度には、起債許可団体を脱しましたが、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。このような財政状況の中、従来通りの考え方で公共施設への投資を続けていくことは難しく、効率よく公共施設を管理運営していく必要があります。

このような背景の中、本市では、公共施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行い、長期的な視点をもって、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組む、財政負担の軽減及び平準化をするとともに公共施設の最適化及び有効活用を図るため、「山縣市公共施設等総合管理計画」を策定することとなりました。

計画期間

計画期間については、上位計画である「第 2 次山縣市総合計画」の計画期間及び総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とします。

第2章 公共施設等の現状

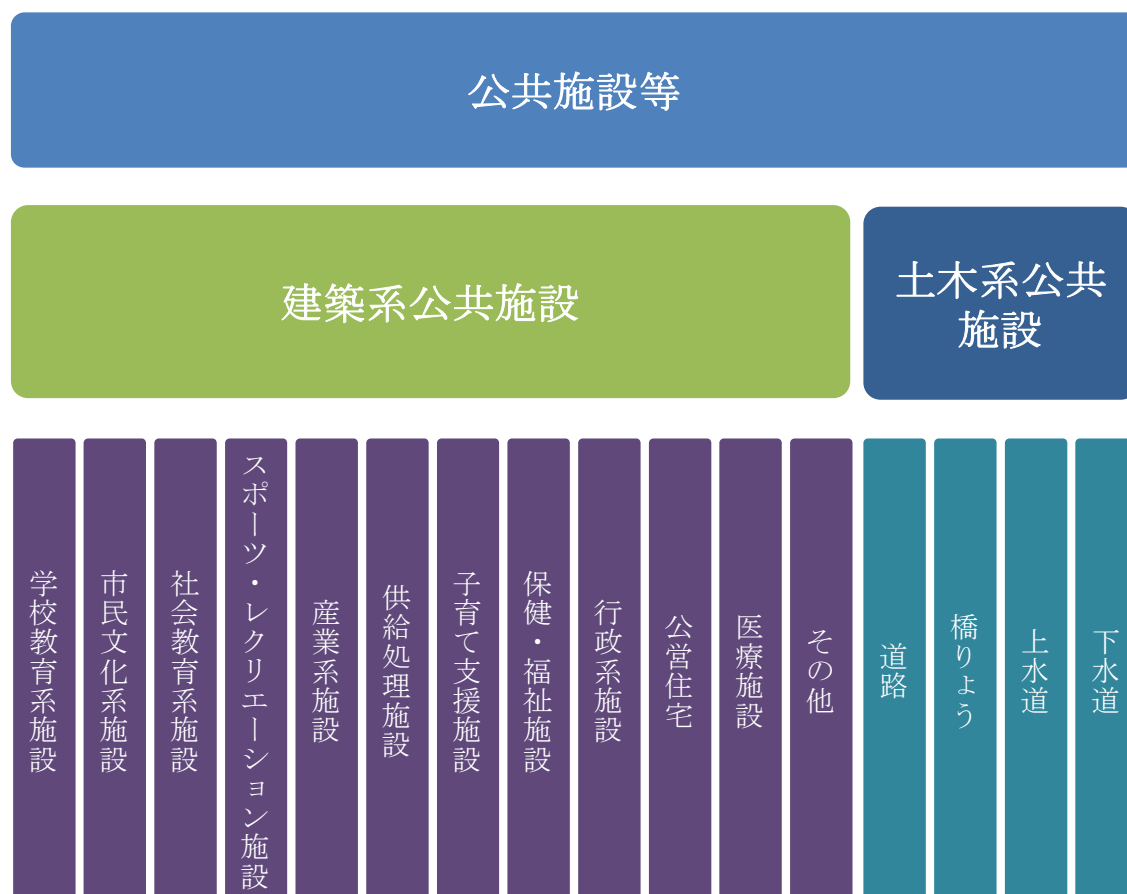
本市が保有する学校、庁舎、公民館などの公共施設等は、県下の他市町村より比較的多く保有しており、一部の施設では老朽化が進行しています。

第1節 対象とする公共施設等

本計画において対象とする公共施設等とは、本市が所有又は管理する建築系公共施設（学校、庁舎などの建築物）ならびに土木系公共施設等（道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラ施設）です。

本計画の策定にあたり、公共施設等を用途の観点から類型ごとに以下の通り分類しました。

【図表 公共施設等の分類】



第2節 建築系公共施設の現況

本市の建築系公共施設について、施設数及び延床面積の集計結果は、以下のとおりです。

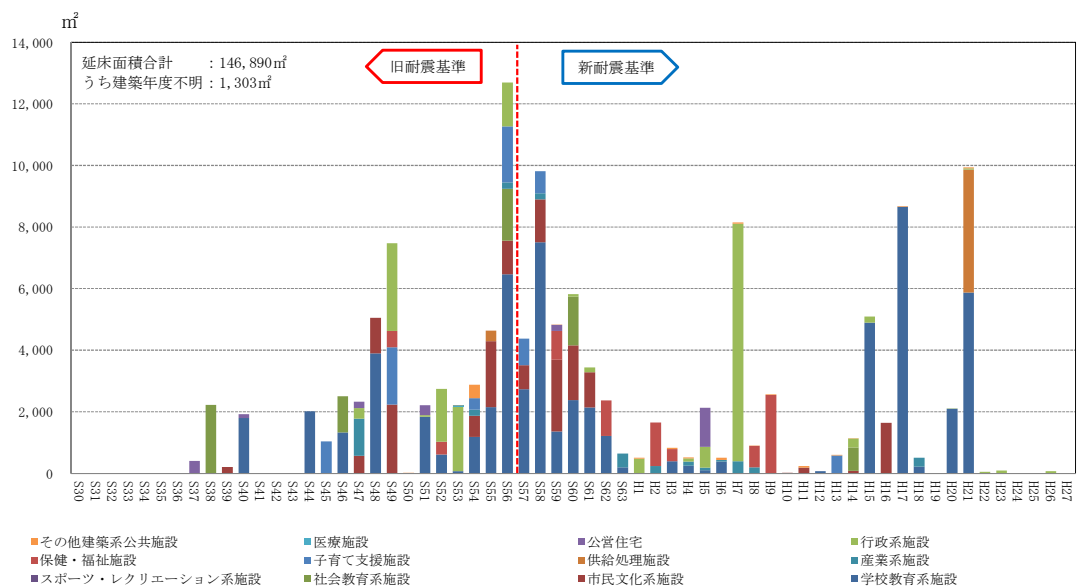
【図表 建築系公共施設保有量】

区分	分類		延床面積 (㎡)	施設数	施設例
	大分類	中分類			
建築系公共施設	学校教育系施設	学校	59,604	46施設	山県市立高富小学校
		その他教育施設	2,272	1施設	教育センター（旧富波）
	市民文化系施設	文化施設	1,712	2施設	花咲きホール、陶芸教室
		集会施設	16,024	22施設	美山中央公民館
	社会教育系施設	博物館等	5,850	4施設	文化の里 古田紹欽記念館
		図書館	1,584	1施設	図書館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	10,523	12施設	山県市総合体育館
		レクリエーション施設	412	14施設	伊自良湖ステージ
		保養施設	2,702	4施設	あいの森山の家
	産業系施設	産業系施設	3,662	13施設	香り会館、てんこもり
	供給処理施設	供給処理施設	4,335	2施設	富岡排水機場
	子育て支援施設	幼保・こども園	5,573	7施設	高富保育園
		幼児・児童施設	1,693	2施設	子どもげんきはうす
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	3,319	4施設	美山老人福祉センター
		児童福祉施設	391	1施設	ピッコロ療育センター
		保健施設	4,373	3施設	保健福祉ふれあいセンター
	行政系施設	庁舎等	12,060	4施設	山県市役所
		その他行政施設	7,340	60施設	有線テレビ局
	公営住宅	公営住宅	2,536	7施設	寺洞住宅、唐鋤住宅
	医療施設	医療施設	46	1施設	伊自良北診療所
	その他建築系公共施設	その他建築系公共施設	879	29施設	四国山香りの森公園倉庫
建築系公共施設合計			146,890	239施設	

本市が保有する建築系公共施設の規模（延床面積）について、その割合を用途別に分類した場合、学校教育系施設が最も多く（42.1%）、次いで行政系施設が多くなっています（13.2%）。

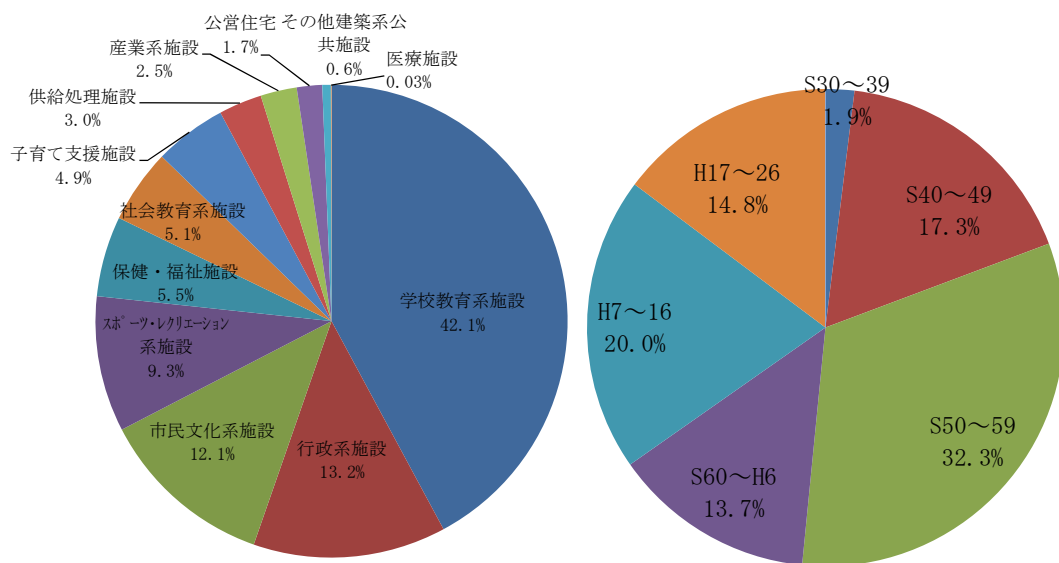
また、年度別に分類した場合は、昭和55年頃から昭和60年頃に建築のピークを迎えており、昭和50年代で約3割が集中しています。特に、この時期に山県市立富岡小学校、山県市立大桑小学校、山県市立伊自良中学校などの学校教育系施設が建設されており、他にも比較的規模の大きい建築系公共施設が建設されています。

【図表 建築系公共施設の用途別・建築年度別延床面積】



【図表 建築系公共施設の用途分類割合】

【図表 10年間毎の延床面積割合】



第3節 土木系公共施設の現況

本市が保有する土木系公共施設の数値についての集計結果は、以下のとおりです。

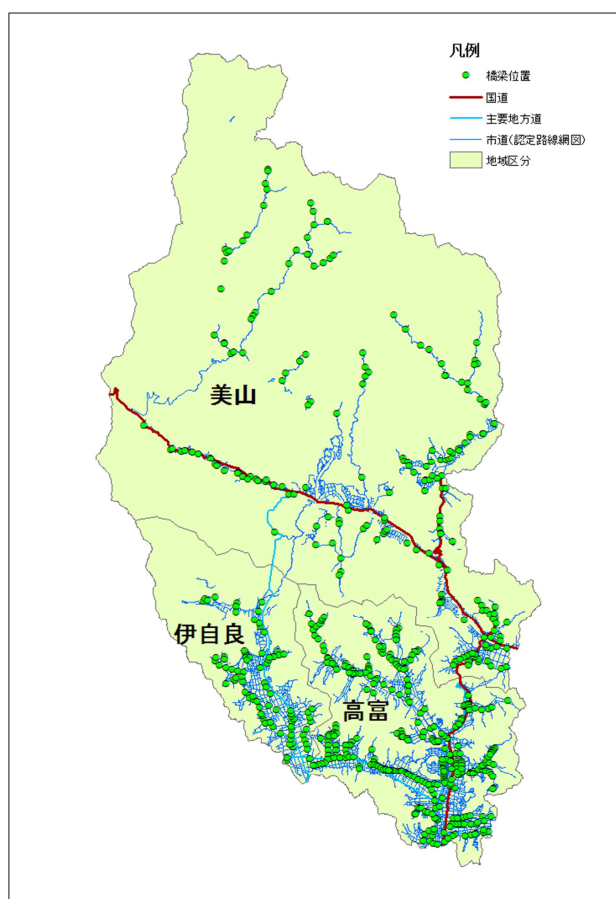
【図表 土木系公共施設保有量】

区分	種別	数量
土木系施設	道路（市道）	延長：約 503km 面積：約 2.25k m ²
	橋りょう	615 橋、延長：約 5.6km
	上水道（簡水含む）	管路延長：約 388km
	下水道（農集含む）	管路延長：約 214km

第1項 道路

本市の道路は、市道の他に国道（256 号、418 号）、県道（91 号、174 号、他）が整備されており、平成 31 年度（令和元年度）には、山県インターチェンジが供用開始されます。

【図表 道路及び橋りょうの位置図】



第2項 橋りょう

本市が保有する橋りょうは、615 橋あり、建設してから 50 年以上経過し、老朽化が進んでいる橋りょうも複数あります。

【図表 山県 IC 予定地】



【出典：本市 HP】

第3項 上水道

本市の上水道は、上水道が2地域（高富、美山）、簡易水道が2地域（伊自良、中洞）で給水をしています。水源の多くを地下水に求めており、一部は、河川表流水を水源としています。

市民に安心安全で低廉豊富な水を供給するために、新たに円原水源を確保し4ヶ所の簡易水道を統合し上水道を設立しました。

また、管路の耐震化は、平成27年度末で高富10.3%、美山58.0%であり、計画的に耐震化を行っていく必要があります、管路更新の課題としています。

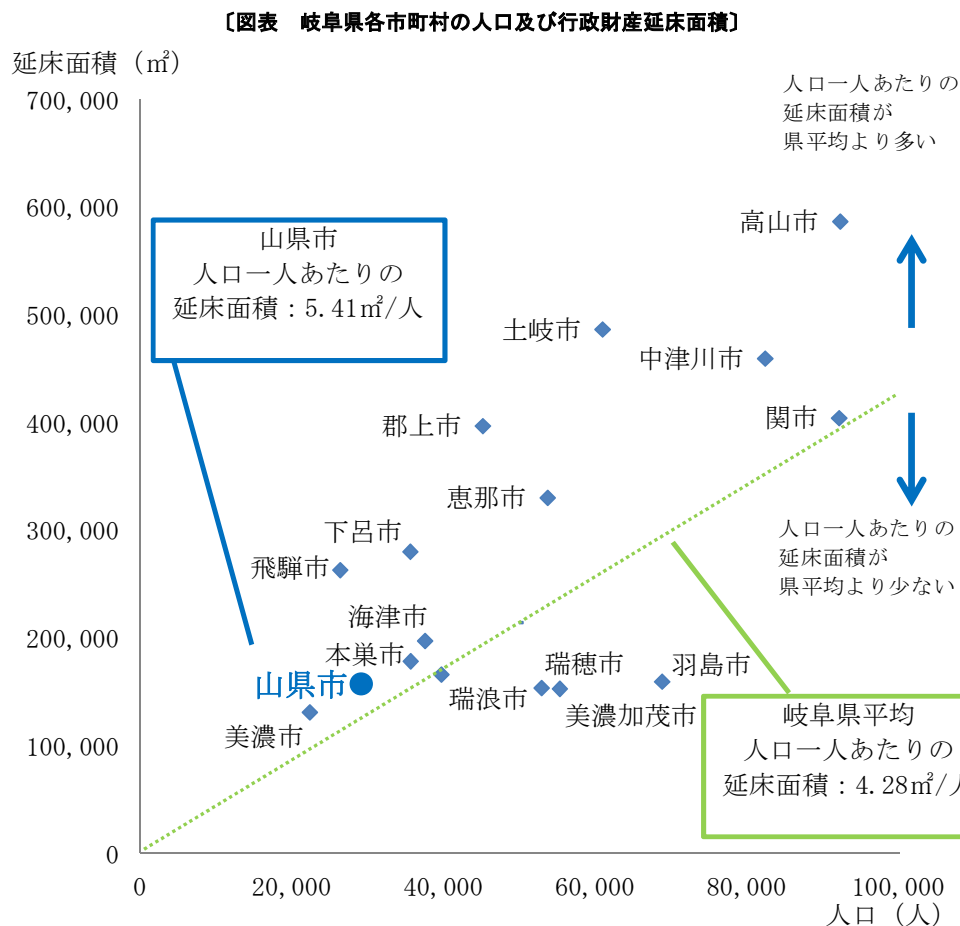
第4項 下水道

本市の下水道は、公共下水道が1処理区（高富）、農業集落排水が6処理区（赤尾、梅原、大桑、桜尾、伊自良右岸、伊自良左岸）で污水处理を行っています。

公共下水道施設の整備については、高富及び富岡地区において、平成30年4月に全区域供用開始をしました。美山地区においては、合併浄化槽で対応しています。

第4節 岐阜県他市町村との比較

本市と岐阜県他市町村が保有する行政財産（公の目的に使用されるもの）の延床面積と人口を比較した結果、公共施設等の保有量を表す指標の一つである人口一人あたりの延床面積は、本市では5.41㎡/人となっています。これは、県平均（4.28㎡/人）を超えており、他市町村より比較的多くの公共施設等を保有しています。



【出典：岐阜県公共施設状況調査（H25）】
※図中からは、比較のため人口10万人以上の市及び町村は除いてあります。

第3章 人口

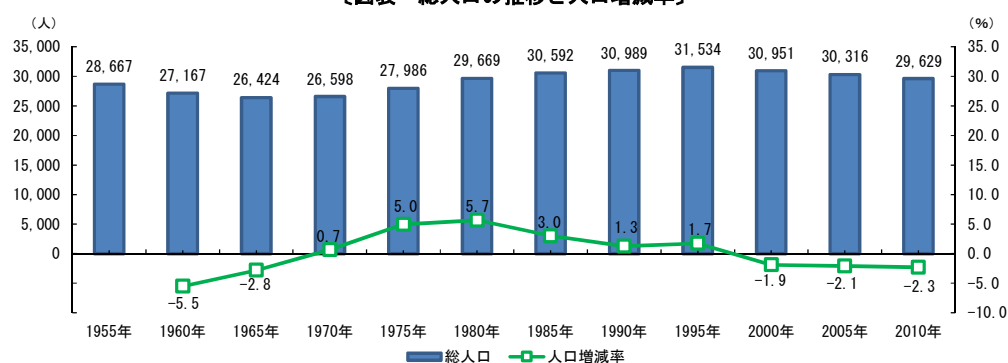
本市の人口は、減少傾向にあり、少子高齢化も進んでいます。この傾向は将来的にも進展します。その結果、公共施設等に対する利用者ニーズの変化が予測されます。

人口推移

本市の総人口は、1965年（昭和40年）から1995年（平成7年）まで増加傾向にありましたが、2000年（平成12年）以降は減少に転じ、2015年（平成27年）の国勢調査では27,114人まで減少しています。

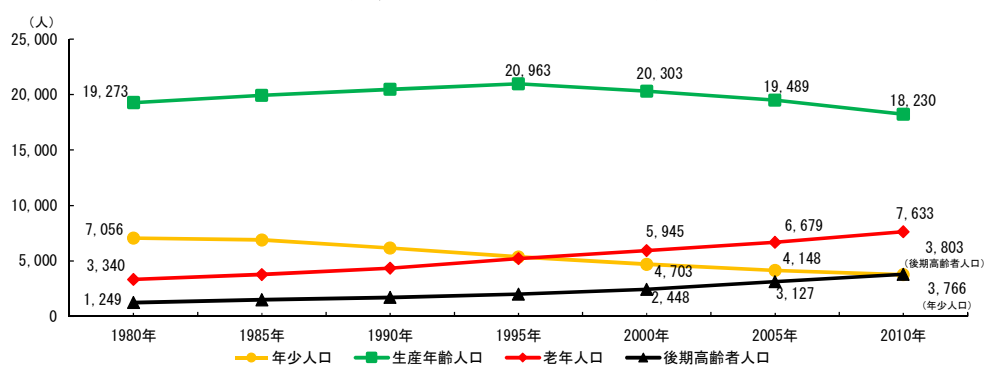
また、年齢別の人口構造をみると、年少人口（0～14歳の人口）及び生産年齢人口（15～64歳の人口）は、減少傾向となっています。一方で、老年人口（65歳以上の人口）は、増加傾向となっています。特に後期高齢者人口（75歳以上の人口で、老年人口の一部）は、増加率が大きく、1980年（昭和55年）と2010年（平成22年）を比較すると、3倍以上に増加しています。

【図表 総人口の推移と人口増減率】



【出典：山口市人口ビジョン】

【図表 年齢4区分別人口の推移】



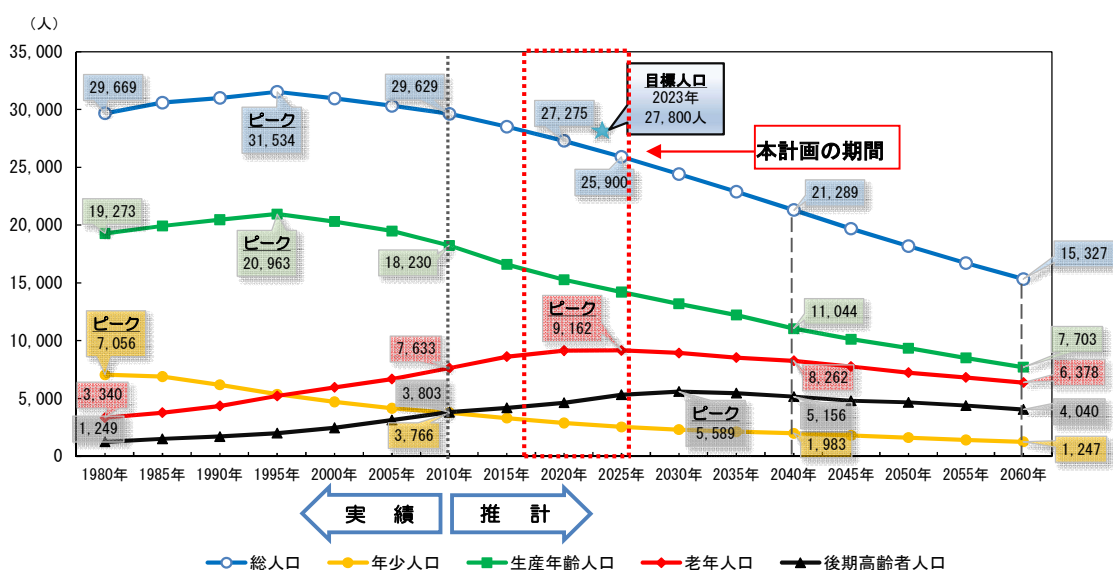
【出典：山口市人口ビジョン】

第2節 将来人口推計

「山口市人口ビジョン」による将来人口の推計結果では、2020年（令和2年）の総人口は27,275人、2060年（令和42年）の総人口は15,327人となり、ピークである1995年（平成7年）の総人口（31,534人）の半分以上にまで減少する結果となっています。

また、年少人口及び生産年齢人口ともに減少傾向が続き、一方で、老年人口は、2025年（令和7年）までは増加し、本市の人口のうち3人に1人は高齢者となり、本市の人口構造が変化することが予測されています。

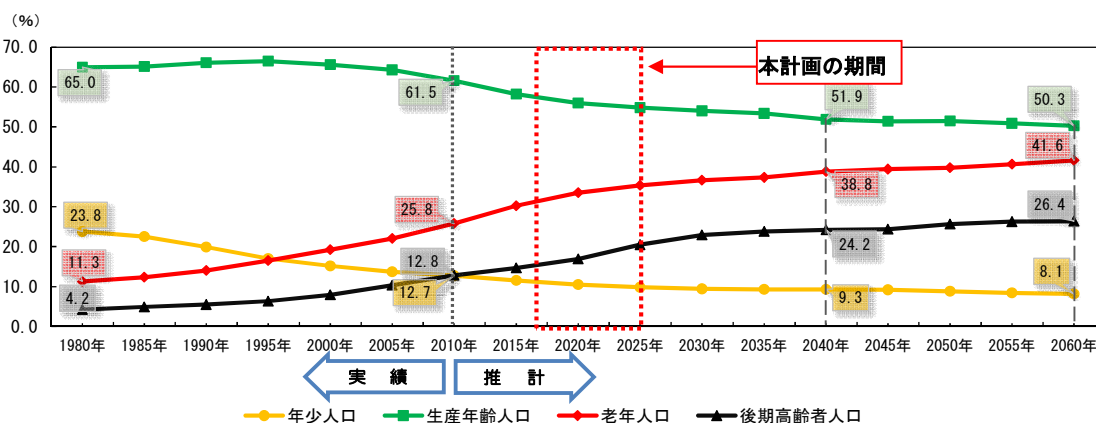
〔図表 総人口及び年齢4区分別人口の推移と将来推計〕



【出典：山口市人口ビジョン】

※将来推計は、四捨五入により年少人口と生産年齢人口と老年人口の合計が総人口と一致しない

〔図表 年齢4区分別人口割合の推移と将来推計〕



【出典：山口市人口ビジョン】

第4章 財政

本市の歳入の多くは、地方交付税などの依存財源であり、歳出については、経常経費が多く、財政の硬直化が進んでいます。今後、合併による財政上の優遇措置の終了、少子高齢化の影響など、財政運営が更に厳しくなっていくことが予想されます。

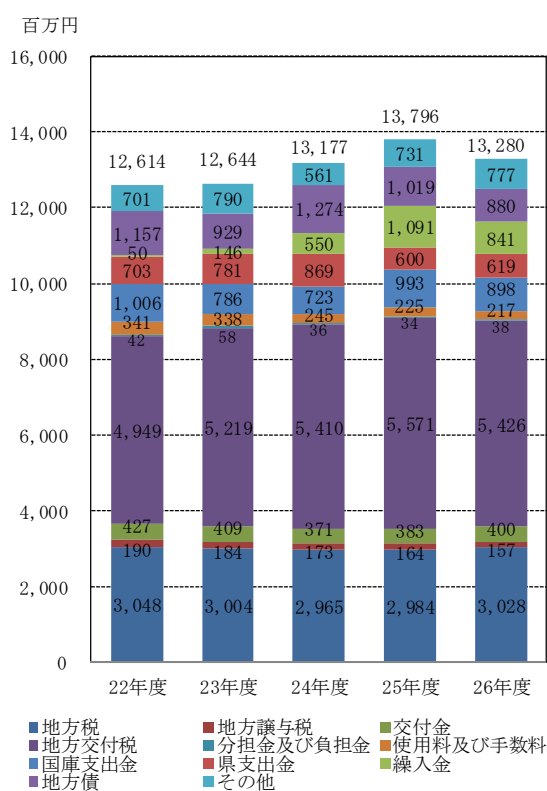
第1節 歳入及び歳出の状況

平成26年度の一般会計決算における歳入及び歳出は、歳入132億8,000万円、歳出123億4,000万円となっています。

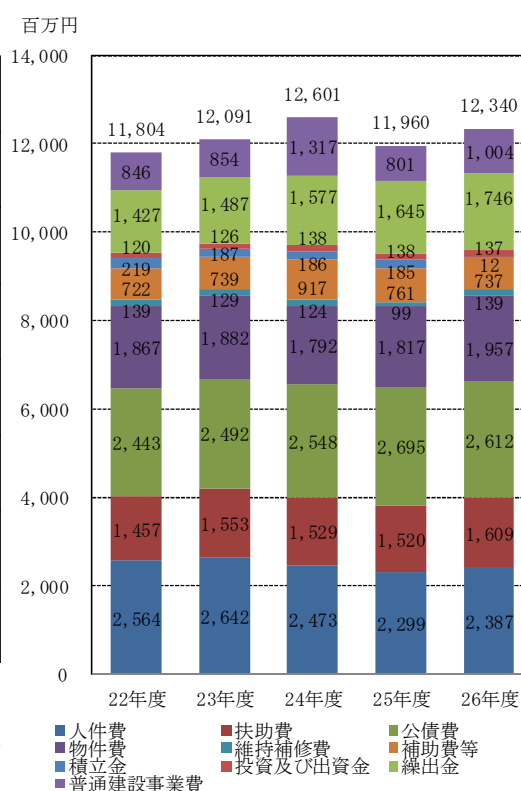
歳入の内訳のうち、地方税は30億円前後で推移していますが、地方交付税（普通交付税）は増加傾向にあり、平成22年度の49億4,900万円から平成26年度では54億2,600万円となっており、平成26年度では、歳入全体の4割を占めています。

歳出の内訳のうち、扶助費が増加傾向にあり、平成22年度の14億5,700万円から平成26年度では16億900万円となっています。また、公共施設の建設にかかる経費として、普通建設事業費がありますが、平成22年度の8億4,600万円から平成26年度の10億400万円で推移しています。

【図表 歳入】



【図表 歳出】

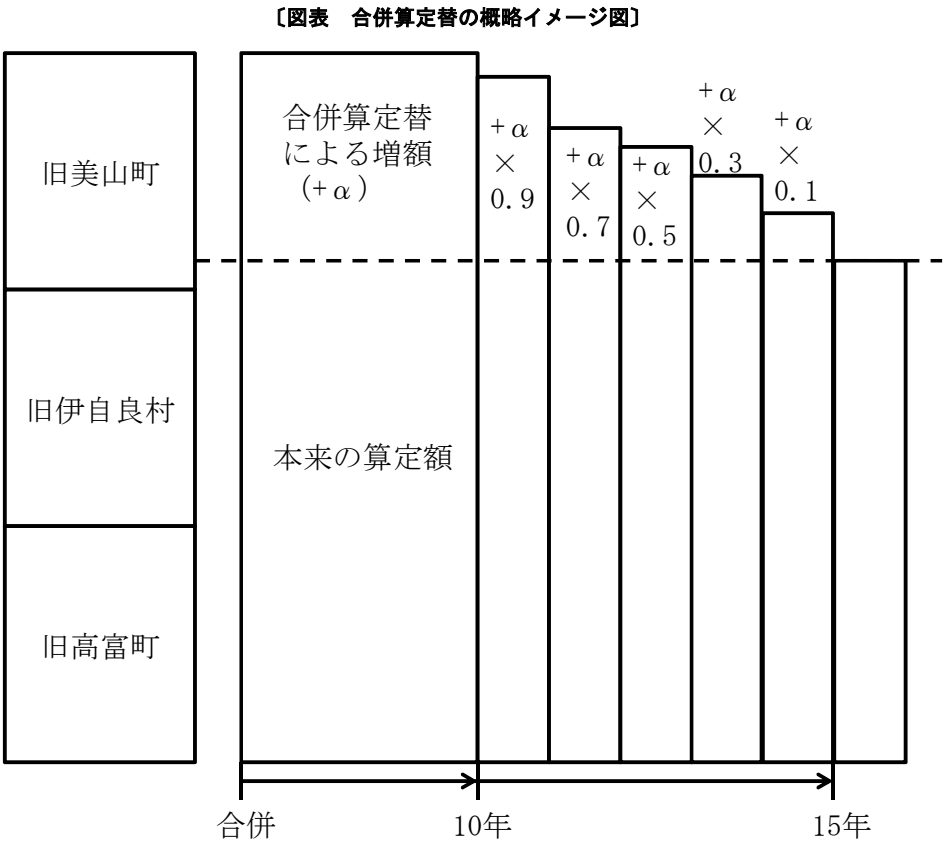


第2節 市町村合併に係る普通交付税の算定の特例（合併算定替）

普通交付税は本市の歳入の4割を占めており、重要な歳入です。本市は、平成15年の合併以来、普通交付税の財政措置である合併算定替が適用され、本来の交付額よりも多く交付されています。

この特例は、普通交付税を算定する際に合併後も旧来のままの区域で存続していた場合で算定し、その合計額を基に普通交付税を算出、交付されています。これは、本来であれば合併した事によるスケールメリットを活かして、効率的な行政運営を行えることから、集約された一つの市町村として、普通交付税の額が算定されますが、合併後ただちにスケールメリットを生かせないために、緩和措置として設置されたものです。

しかし、この特例は合併後10年間の期限があり、10年経過後は段階的に減額され、15年経過後に本来の集約された一つの市町村として算定、交付されることとなります。

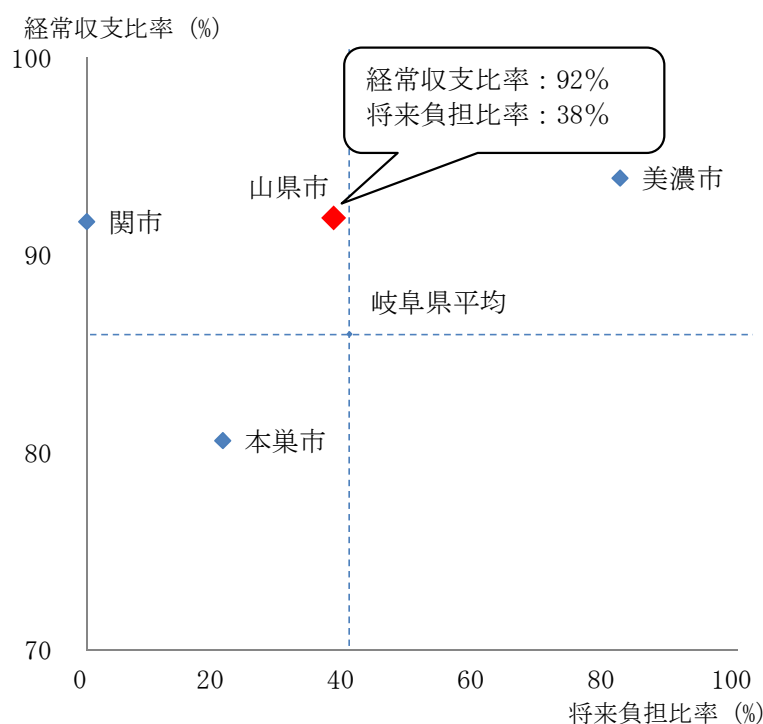


第3節 財政指標

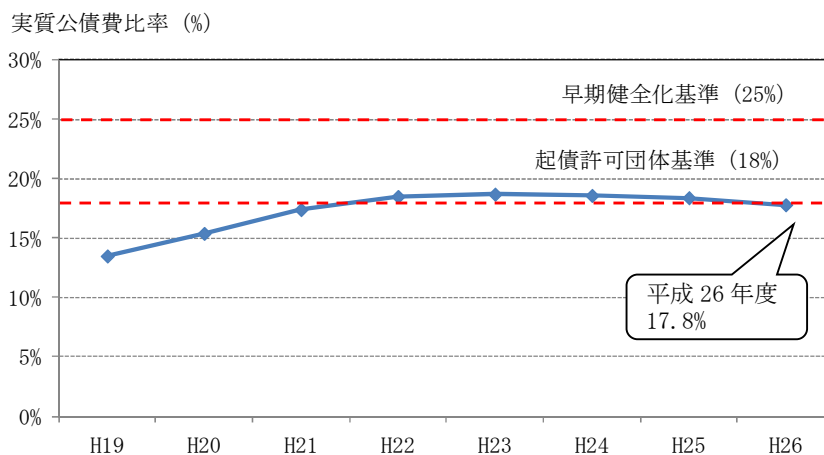
本市の財政状況を近隣市との財政指標で比較すると、借入金や本市が将来支払う可能性がある負債などの一般会計に対する比率である将来負担比率は、岐阜県平均より下回っています。また、使途が特定されていない一般財源のうち、経常的経費（人件費など）に充当されたものが占める割合である経常収支比率は、県平均より上回っており、近隣市と比較しても高い水準です。

実質公債費比率については、平成22年以降、地方債の発行に県の許可が必要になる起債許可団体となる基準の18%を超過し、起債許可団体になりましたが、平成26年度では、その基準を下回る17.8%となり、起債許可団体を脱しました。

【図表 近隣市との財政指標比較】



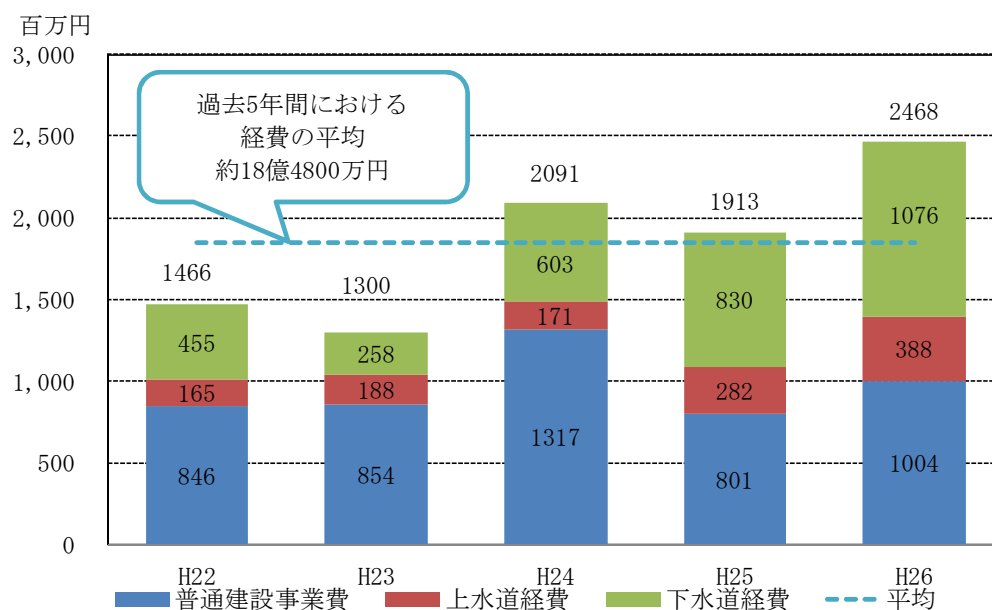
【図表 実質公債費比率の推移】



第4節 公共施設等に係る経費の推移

公共施設等に係る経費については、約13億円から約24億円で推移しており、年間平均では、約18億4,800万円になります。公共施設等に係る経費としては、普通会計のうち普通建設事業費、上水道企業会計、下水道特別会計にて公共施設等の建設に支出された経費が、これにあたります。平成26年度において、公共施設等に係る経費全体では、合計約24億6,800万円になります。

【図表 公共施設等に係る経費の推移】



第5章 公共施設等の更新費用推計

公共施設等の更新費用について、平成27年度から令和46年度まで試算した結果、1年あたり約42億5,500万円になり、過去5年間の公共施設等に係る経費の平均約18億4,800万円の約2.3倍になります。

第1説 更新費用の試算方法

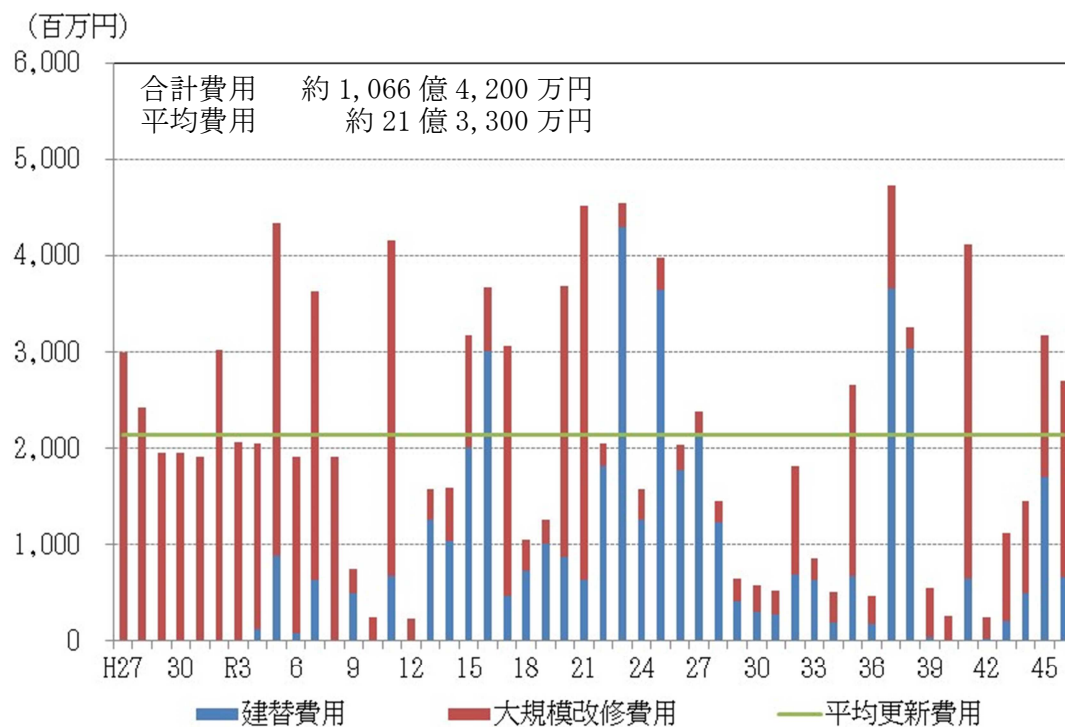
本市が保有する公共施設等について、用途、構造などに応じた標準的な耐用年数が満了時に同等程度のものに更新（建替えなど）を実施するものと仮定し、試算しました。詳細については、別紙にて試算の諸条件を記載しています。

第2節 建築系公共施設の費用推計

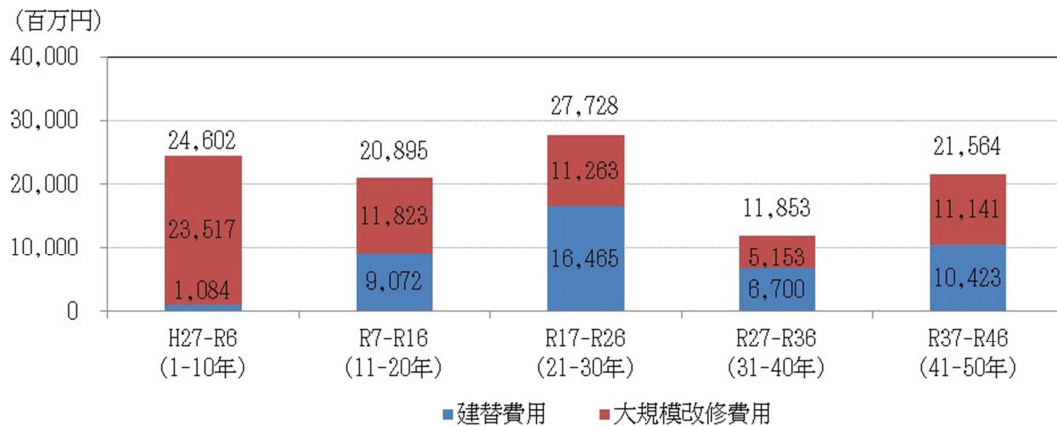
建築系公共施設の今後50年間で発生する更新費用は、合計約1,066億4,200万円であり、1年あたり約21億3,300万円になります。

10年毎の更新費用の傾向は、建替費用合計では、令和17年度から令和26年度までの間が最も高く約164億6,500万円となり、大規模改修合計では、平成27年度から令和6年度までの間が最も高く約235億1,700万円となっています。

【図表 建築系公共施設の費用推計】



〔図表 建築系公共施設の費用推計（10年毎の合計）〕



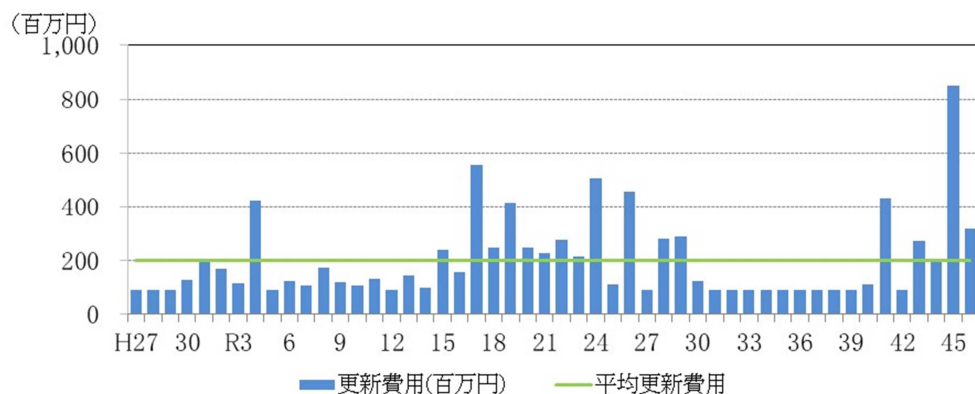
(年度) (百万円)	H27-R6 (1-10年)	R7-R16 (11-20年)	R17-R26 (21-30年)	R27-R36 (31-40年)	R37-R46 (41-50年)
建替費用	1,084	9,072	16,465	6,700	10,423
大規模改修費用	23,517	11,823	11,263	5,153	11,141
合計 (10年間)	24,602	20,895	27,728	11,853	21,564
平均 (10年間)	2,460	2,089	2,773	1,185	2,156

第3節 土木系公共施設の更新費用推計

第1項 道路及び橋りょう

道路については、今後50年間で発生する更新費用は、合計約392億円であり、1年あたり約7億8,400万円になります。また、橋りょうについては、今後50年間で発生する更新費用は、合計約101億100万円であり、1年あたり約2億200万になります。

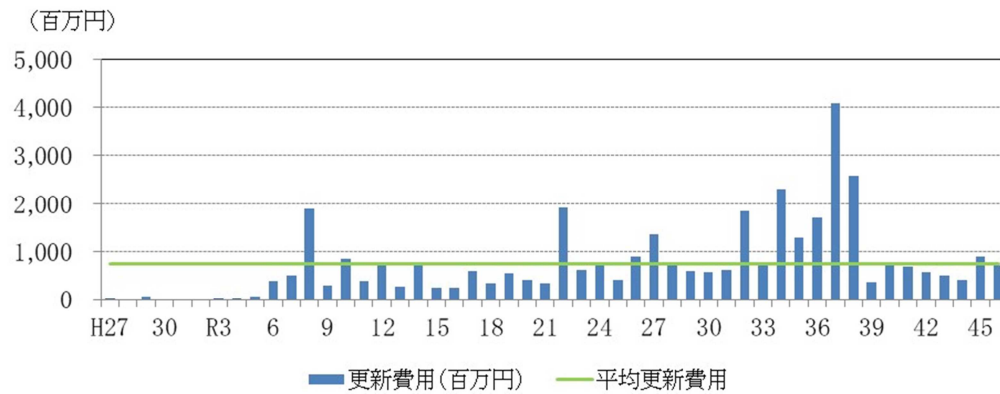
〔図表 橋りょうの費用推計〕



第2項 上水道

上水道施設については、今後 50 年間で発生する更新費用は、合計約 370 億 7,800 万円であり、1 年あたり約 7 億 4,200 万円になります。

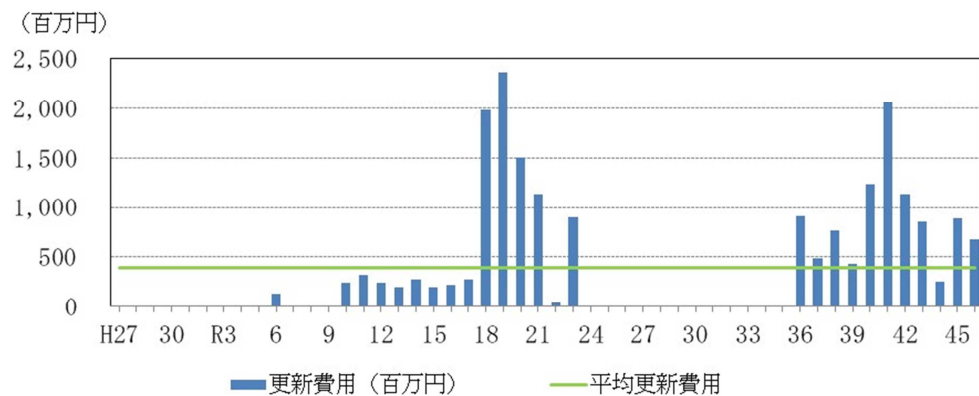
【図表 上水道施設の費用推計】



第3項 下水道

下水道施設については、今後 50 年間で発生する更新費用は、合計約 197 億 1,700 万円であり、1 年あたり約 3 億 9,400 万円になります。

【図表 下水道施設の費用推計】

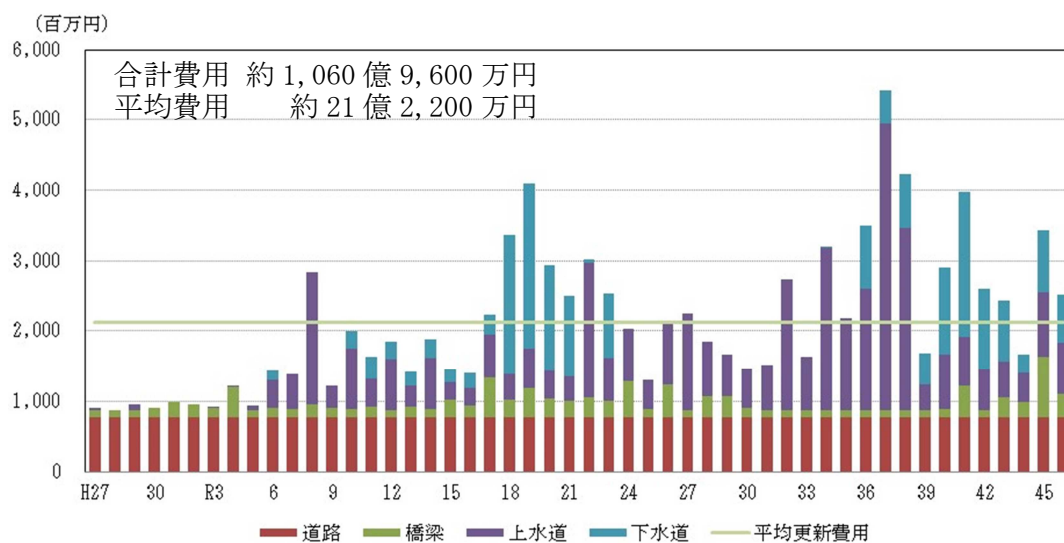


第4項 土木系公共施設の合計

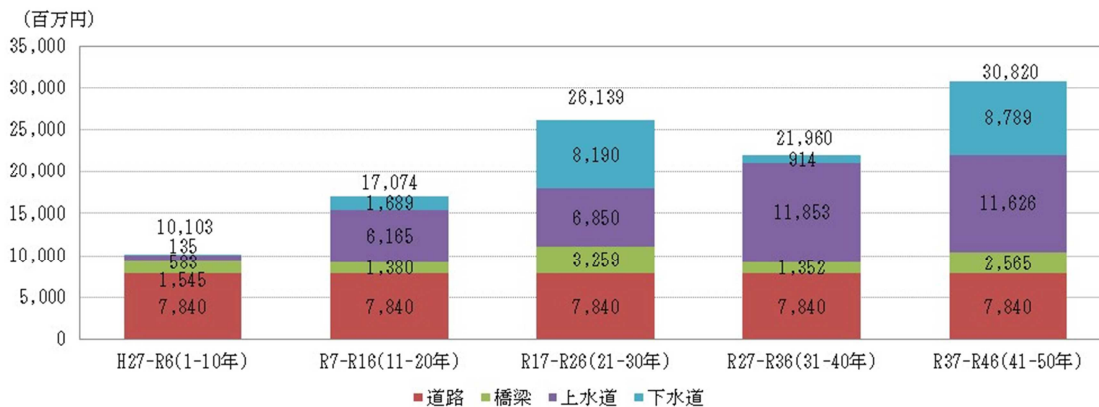
土木系公共施設（道路、橋りょう、上水道及び下水道）についての、今後 50 年間の更新費用合計は、約 1,060 億 9,600 万円、1 年あたり約 21 億 2,200 万円になります。

また、10 年毎の更新費用合計は、令和 37 年度から令和 46 年度までの間が最も高く約 308 億 2,000 万円となっています。

【図表 土木系公共施設の費用推計】



【図表 土木系公共施設の費用推計（10 年毎の合計）】



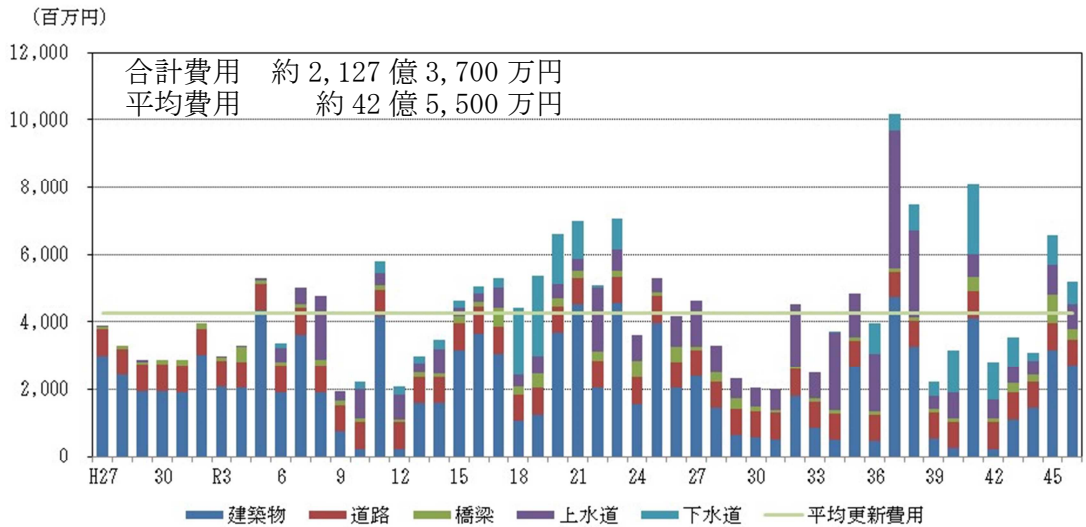
(年度) (百万円)	H27-R6 (1-10 年)	R7-R16 (11-20 年)	R17-R26 (21-30 年)	R27-R36 (31-40 年)	R37-R46 (41-50 年)
道路	7,840	7,840	7,840	7,840	7,840
橋りょう	1,545	1,380	3,259	1,352	2,565
上水道	583	6,165	6,850	11,853	11,626
下水道	135	1,689	8,190	914	8,789
合計 (10 年間)	10,103	17,074	26,139	21,690	30,820
平均 (10 年間)	1,010	1,707	2,614	2,169	3,082

第5項 公共施設等の更新費用推計

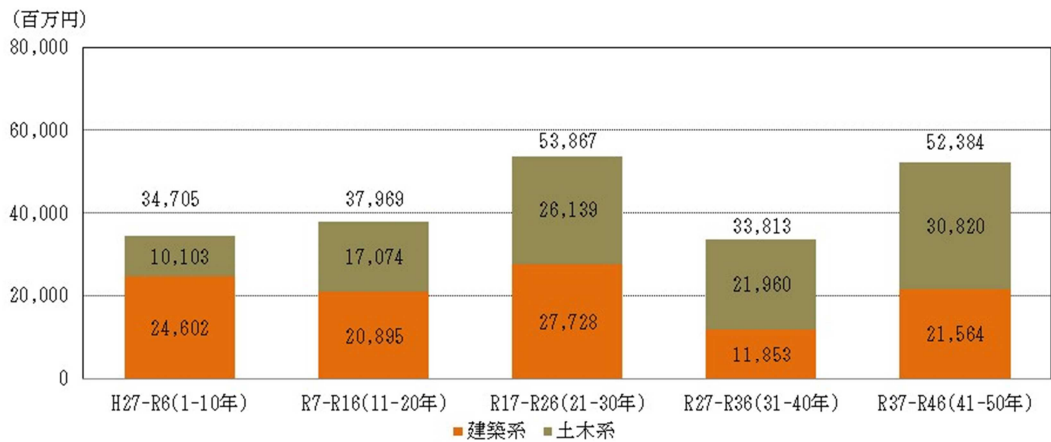
公共施設等（建築系公共施設及び土木系公共施設）の今後 50 年間における発生する更新費用は、合計約 2,127 億 3,700 万円であり、1 年あたり約 42 億 5,500 万円になります。直近 10 年間では、発生する更新費用は合計約 347 億 500 万円であり、1 年あたり約 34 億 7,000 万円になります。

また、10 年毎の更新費用合計については、令和 17 年度から令和 26 年度までの間が最も高く約 538 億 6,700 万円となっています。

【図表 公共施設等の費用推計】



【図表 公共施設等の費用推計（10 年毎の合計）】



(年度) (百万円)	H27-R6 (1-10 年)	R7-R16 (11-20 年)	R17-R26 (21-30 年)	R27-R36 (31-40 年)	R37-R46 (41-50 年)	合計
建築系公共施設	24,602	20,895	27,728	11,853	21,564	106,642
土木系公共施設	10,103	17,074	26,139	21,960	30,820	106,095
合計 (10 年間)	34,705	37,969	53,867	33,813	52,384	212,737
平均 (10 年間)	3,470	3,797	5,387	3,381	5,238	4,255

第4節 公共施設等の総量の検討

公共施設等の更新費用について試算した結果、直近10年間では約347億500万円となり、1年あたり約34億7,000万円になります。その費用の多くは、建築系公共施設が占めており、過去5年間の公共施設等に係る経費の平均約18億4,800万円と比較し、約1.9倍となります。また、50年後まで試算した結果では、21～30年後の10年間で538億6,700万円と更に増加し、1年あたり約53億8,700万円となる予測です。

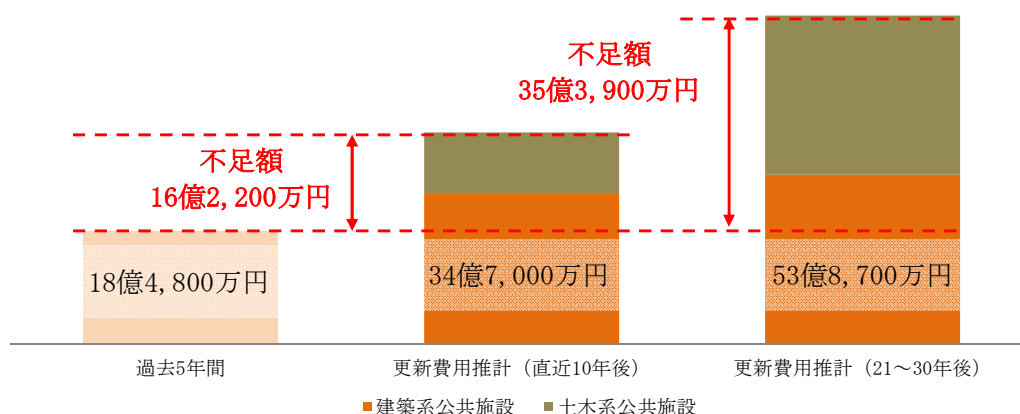
このことから、将来においても、保有する公共施設等を現状の規模のまま、維持・更新していくには、今後10年間、毎年約16億2,200万円の増加を予算に反映しなければなりません。直近まで起債許可団体であったこと、将来の人口減少及び高齢化による税収減少及び社会保障費の増加を勘案すると、市の財政に重大な影響を及ぼすことが予測されるため、現実的ではありません。

また、建築系公共施設において、過去5年間の予算規模の範囲で更新可能な量まで、延床面積の総量を削減することを検討した場合、約5割の削減が必要になり、多くの建築系公共施設を廃止しなければならず、行政サービスを提供するにあたり、支障をきたす恐れがあります。

そして、50年先までの長期的視野で勘案した場合、今後10年間の費用発生の中心は、建築系公共施設ですが、30年後では土木系公共施設になり、重点的な対策が必要な対象が遷移していきます。

そのため、公共施設等のあり方を見直し、市の将来見通しを勘案した上で中長期的な視点に立った公共施設マネジメントに取り組んでいく必要があります。

【図表 1 年間あたり費用の比較】

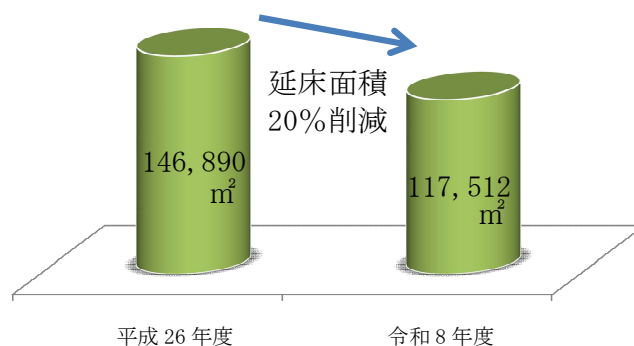


前述の内容を踏まえて公共施設等の更新費用削減について、本計画の期間である、平成 29 年度から令和 8 年度までの目標として、次の 2 点を定め、公共施設マネジメントを実施します。

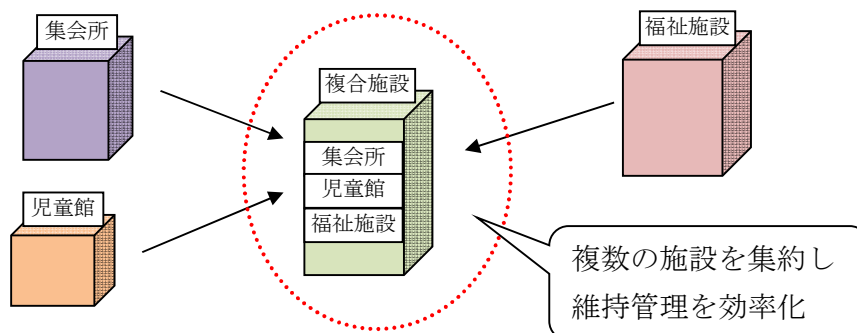
① 建築系公共施設の延床面積合計の削減（延床面積合計 2 割削減）

建築系公共施設については、平成 26 年度時点の延床面積合計のうち 2 割を削減の目標とします。これは、施設の統廃合及び複数の目的の施設を一つにする複合化について実施を検討します。

【図表 延床面積合計削減目標】



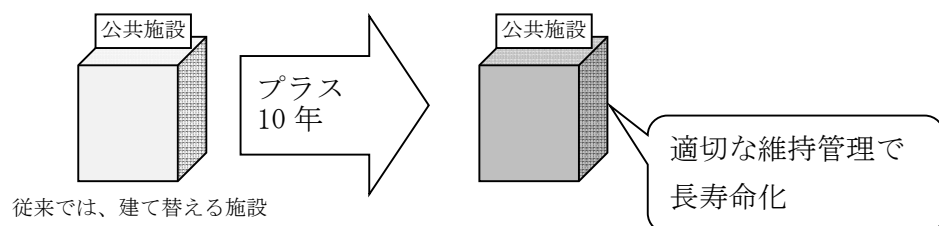
【図表 施設複合化概要図】



② 施設の長寿命化（施設寿命 10 年延長）

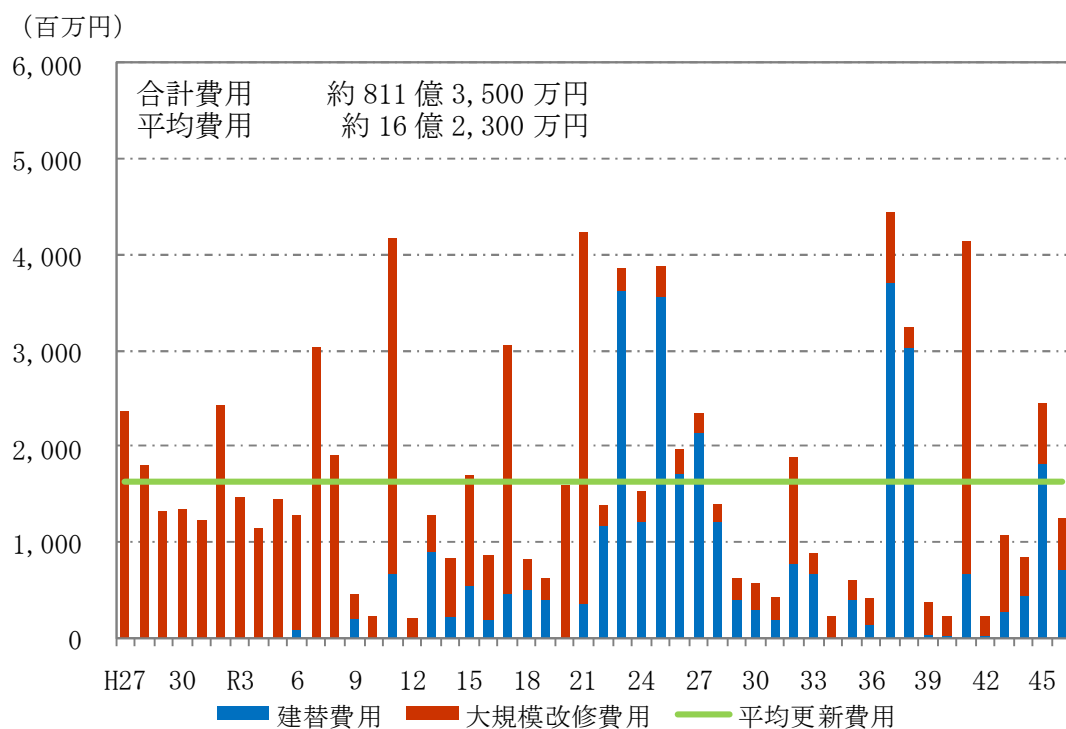
公共施設等については、長寿命化を検討し、施設寿命については、現状より 10 年の延長を目標として、施設の長期利用に努めます。

【図表 施設長寿命化概要図】



①及び②の公共施設マネジメントを実施することにより、建築系公共施設の今後50年間で発生する更新費用は、合計約811億3,500万円となり、1年あたり約16億2,300万円になります。第2節の単純更新の試算結果と比較して、50年間で約255億円、1年あたりでは、約5.1億円の削減効果が見込まれます。

【図表 公共施設マネジメント実施による建築系公共施設の費用推計】



第6章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

前章までの分析結果を受けて、公共施設マネジメントに取り組む方針として、基本方針を以下のとおり定めました。

第1節 現状や課題に関する基本認識

本市においては、平成15年の3町村合併より、旧町村の施設を引き継ぎ、管理運営しています。そのため、「人口一人あたりの公共施設延床面積」では、本市（5.41㎡/人）は県内の平均値（4.28㎡/人）よりも大きく、公共施設等を比較的多く保有している状況です。その更新費用の予測については、今後10年間で公共施設に関する経費の1.9倍の費用の発生が予測され、厳しい財政運営、人口減少・少子高齢化の進展、税収の低下、扶助費の増加などを勘案すると、全ての施設を従来通りの手法で更新を続けることは困難です。

第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 安全性・快適性の確保

今後の公共施設等は、長期利用が前提となりますが、施設の劣化を防ぎ、市民及び利用者に安全かつ快適な空間の提供に努めていきます。このため、計画的、定期的な点検・診断を進め、予防的な修繕を実施します。

② 公共施設等全体の効率化

行政改革を通じて効率化を図ってきましたが、さらなる効率化が求められています。方針としては、公共施設等の総量削減はもとより、建替え及び大規模改修の際には、将来的な需要変化による用途転換へ柔軟に対応できる構造を採用することとし、稼働率向上及び運営コストの効率化を図ります。

また、将来的に公共施設等の建設から維持管理全般において、ICT及びIoTを活用し、コスト削減及び利便性向上に努めます。

③ 公民協働の推進

将来、公共施設等に対して、本市のみで建替え、維持管理を続けることは、困難となる見通しです。そのため、公共施設等の維持管理への指定管理者制度の導入を積極的に検討するなど、民間活力の活用を検討します。また、地域コミュニティで維持管理が可能な施設については、地域住民及び利用者などの関係者にて協議の上で施設の移譲を実施します。

第3節 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

点検・診断は、施設の長期利用を考慮し、計画的な実施、適切な記録、情報の蓄積に努め、効率的な施設の維持管理及び修繕を図ります。

点検・診断の実施については、施設管理者が定期的に点検項目を確認し、その結果をデータベースとして蓄積します。このように蓄積された情報を活用し、建物の不良箇所発生の兆候を捉え、効率的な予防的保全の実現を図ります。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断結果を基に効率的な予防的保全を実施するとともに、新しい技術及び手法の採用について検討し、維持管理の効率化を図り、建物に係る費用全体の縮減及び平準化に努めます。

土木系公共施設の維持管理・修繕・更新等については、利用者の安全確保のため多大な費用と多くの労力が発生します。国土交通省では、これら建設生産システム全体の生産性向上を図るために「ICT の全面的な活用（ICT 土工）」などの施策を建設現場に導入する i-Construction（アイ・コンストラクション）を推進しています。

本市においても、土木系公共施設の維持管理・修繕・更新等に ICT 技術の活用を推進し、先進事例・研究について情報収集に努め、新技術の活用を検討し、効率化及び省力化を図ります。

建築系公共施設においては、効率的な予防保全はもとより、公民連携である指定管理者制度等を中心に民間活力を導入してきましたが、その維持管理・修繕・更新等については、今後も施設毎の特性や本市の市勢を踏まえて最適な方法を選択していきます。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により、施設に危険箇所が認められた場合は、原則、修繕・更新等を実施し、安全性を確保します。ただし、施設によっては、総合的な判断を基に修繕・更新等を実施せず、使用中止を判断する場合があります。

また、土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内に立地する施設については、利用者の安全・安心を守り、被害の防止、軽減を図るために防災拠点、避難所施設への避難経路の確保など、山口市地域防災計画と連携した対策を推進します。

④ 耐震化の実施方針

耐震基準に適合していない施設については、耐震化の費用や優先度を考慮し、耐震化を実施します。

耐震基準は、昭和 56 年に建築基準法の改正に伴い変更されており、これ以前の耐震基準で建築された施設については、耐震性能が十分でない可能性があります。そのため、耐震診断及び耐震化工事を実施します。また、耐震性能が十分な施設においても災害時の拠点施設や避難所施設としての機能確保について検討し、必要と判断された場合は、その機能を強化します。

⑤ 長寿命化の実施方針

施設の長期的使用を実現するためには、建て替える建物については、施設全体の建設から解体までのすべての費用（ライフサイクルコスト：LCC）を総合的に検討し、耐用年数が長く、用途変更が容易な設計を採用します。

また、既存の施設については、個別に中長期的な視点から、修繕計画を立案し、点検、診断、維持管理、修繕を予防保全の観点から計画的に実施し、施設の機能を維持することにより、中長期的な LCC の削減を実現します。

⑥ 統合や廃止の推進方針

将来の人口減少・少子高齢化社会に向けて、公共施設等の規模を見直す必要があります。見直しにあたっては、今までどおり維持していく他に、同一の機能の施設を集約するか、異なる機能の施設を一つの施設として複合化するか、施設の使用を中止、廃止するか、の 3 つの選択肢があります。

見直しにあたっては、施設の利用状況、維持管理費用などの状況を考慮し、検討します。これらの結果を踏まえ、住民要望、社会情勢、市全体の公共施設等の再編状況を勘案し、個別の施設計画を立案します。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画については、全庁的な取り組みが求められるものであり、その推進のため横断的な体制の構築を検討します。横断的な体制の構築については、公共施設のマネジメントに関する委員会を設置し、施設の統廃合、用途廃止後の施設及び施設跡地の利活用について検討、助言する場を設けます。

また、個別の施設における点検、診断、修繕の履歴について効率的な収集及び管理する仕組みを構築し、全庁的な情報の集約・蓄積を図ります。さらに、施設や土地を含む市の固定資産を管理している台帳とも連携し、相互に必要な情報を提供し、情報共有を図ります。

⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新の際には、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが安全・安心に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化に向けた改修等を検討し、実施します。

⑨ 環境に配慮した施設設備の改善等における推進方針

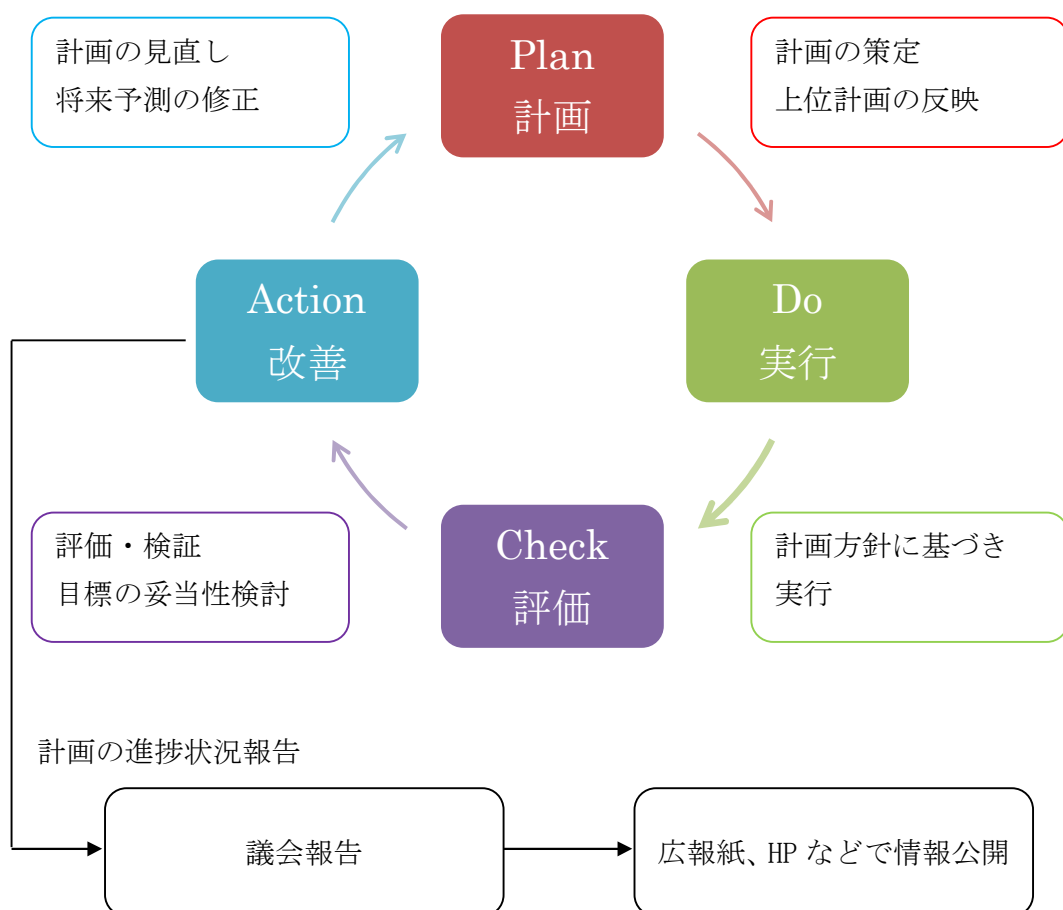
2050年までに二酸化炭素排出量を実質マイナスにする「カーボン・マイナス・シティ」の実現に向け、太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池システムの公共施設への導入、照明のLED化をはじめとする高効率設備機器等への転換などについて、経済性や施設特性も考慮しながら推進します。

第4節 フォローアップの実施方針

計画の実施にあたっては、今までの公共施設等に対する考え方から脱却し、これからの新しい考え方に職員の意識を変えていく必要があります。そのためには、本計画の内容の周知を図るとともに、職員一人一人が創意工夫に努めることが求められます。

また、議会及び市民に対しては、本計画の趣旨及びその進捗状況について、適切な情報提供及び報告を実施します。

【図表 計画実施の概要図】



公共施設等の更新費用推計について

公共施設等の更新費用推計は、財団法人地域総合整備財団提供の公共施設等更新費用試算ソフトを使用し、費用推計を行いました。

上記ソフトの費用算定に関する、考え方は以下のとおりとなります（上記ソフト仕様書より抜粋）。

1. 建築系公共施設

(1) 基本的な考え方

公共施設等の大分類ごとに、建替え及び大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等の数量に更新単価を乗ずることにより、更新費用を推計する。

(2) 更新・改修の実施年数

建替え及び大規模改修のシナリオとして 50 年、60 年、80 年での建替えの 3 パターンで更新費用を試算したところ、差は±10%の範囲で、大きくないため標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用することとする。

建築物の耐用年数は 60 年と仮定するが、建物附属設備である（電気設備・昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね 15 年であることから、2 回目の改修である建設後 30 年で建築物の大規模改修を行い、その後 60 年を経た年度に建て替えると仮定する。

(3) 更新単価

公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替え）と大規模改修の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物の構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に 4 段階の単価を設定する。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定している。

なお、大規模改修の単価は、建替えの約 6 割で想定するのが一般的とされるため、この想定単価を設定している。

また、本計画においては、高額な設備については、個別に固定資産台帳における取得価格と耐用年数を用い、施設の更新単価に加算をした。

(表 1) 更新（建替え）及び大規模改修の単価

	大規模改修	建替え
市民文化系施設	250 千円/m ²	400 千円/m ²
社会教育系施設	250 千円/m ²	400 千円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	200 千円/m ²	360 千円/m ²
産業系施設	250 千円/m ²	400 千円/m ²
学校教育系施設	170 千円/m ²	330 千円/m ²
子育て支援施設	170 千円/m ²	330 千円/m ²
保健・福祉施設	200 千円/m ²	360 千円/m ²
医療施設	250 千円/m ²	400 千円/m ²
行政系施設	250 千円/m ²	400 千円/m ²
公営住宅	170 千円/m ²	280 千円/m ²
供給処理施設	200 千円/m ²	360 千円/m ²
その他建築系公共施設	200 千円/m ²	360 千円/m ²

2. 道路

(1) 基本的な考え方

道路は、整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算する。

また、整備面積については、市道の総面積とする。

(2) 更新・改修の実施年数

道路の耐用年数については、平成 17 年度国土交通白書によると、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっているが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することが、より現実的と考えられることから、舗装の耐用年数を 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえて 15 年とした。

(3) 更新単価

道路の更新単価は「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示されている平成 19 年の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で除して算定されたものから設定する。

(表 2) 道路更新単価

類型	更新単価
道路	4.7 千円/m ²

3. 橋りょう

(1) 基本的な考え方

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。

また、整備面積については、橋りょうの総面積とする。

(2) 更新・改修の実施年数

橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新するものと設定した。

(3) 更新単価

橋りょうの更新単価については、道路橋の工事实績（道路橋年報）より、更新単価を採用した。また、整備した年度が不明なものに関しては、整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算した。

（表 3）橋りょう更新単価

類型	更新単価
鋼橋	500 千円/m ²
鋼橋以外	425 千円/m ²

4. 上水道

(1) 基本的な考え方

上水道については、上水道管の管種別の延長に、それぞれの更新費用を乗ずることにより、更新費用を試算する。

(2) 更新・改修の実施年数

上水道管については、整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新するものと設定した。

(3) 更新単価

上水道の更新単価については、「水道統計調査」（厚生労働省）の報告より、導水管及び送水管と配水管に分類して、それぞれの更新単価を採用した。

（表 4）上水道管更新単価

類型	更新単価
導水管	100 千円/m
送水管	100 千円/m
配水管	97 千円/m

5. 下水道

(1) 基本的な考え方

下水道については、下水道管の管径別の延長に、それぞれの更新費用を乗ずることにより、更新費用を試算する。

(2) 更新・改修の実施年数

下水道管については、整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新するものと設定した。

(3) 更新単価

下水道の更新単価については、更生工法（地面を掘り起こさずに下水管を更新する工法）を前提として各種施工方法による直接工事費や管径別単価等から管径別に更新単価を設定した。

また、下水道の他の施設については、個別に固定資産台帳における取得価格と耐用年数を用い、施設の更新費用とした。

（表 5）下水道管更新単価

類型	更新単価
管径～250mm	61千円/m
管径251～500mm	116千円/m
管径501mm～1000mm	295千円/m
管径1001～2000mm	749千円/m
管径2001mm～3000mm	1,680千円/m
管径3001mm以上	2,347千円/m

用語集

[あ行]

◆ 維持管理

施設、設備及び構造物などの機能の維持のために必要となる点検、調査及び補修などをいいます。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

◆ 依存財源

自主財源に対する区分で、国や県意思決定に基づき収入される財源をいい、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方債及び各種交付金がこれにあたります。

◆ インフラ長寿命化計画（行動計画）

インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいいます。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

[か行]

◆ 合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村建設計画に基づいて実施する事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度（現在は法改正により15か年度）限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

◆ 義務的経費

歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であり、支出が義務づけられ、任意に削減できない経費をいいます。一般的には人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。

◆ 建築系公共施設

公共施設等のうち、いわゆるハコモノと呼ばれる施設にあたります。具体的には、庁舎・公民館・公営住宅などをいいます。

◆ 公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。

具体的には、いわゆるハコモノの他、道路、橋りょうなどの土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道など）及びプラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場など）なども含む包括的な概念です。

（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

◆ 公債費

市が事業を実施するにあたり、借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計をいいます。

◆ 更新

老朽化などに伴い機能が低下した施設などを取り替え、同程度の機能に再整備することをいいます。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

[さ行]

◆ 自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれにあたります。（出典：三重県「普通会計決算概要（市町分） 用語の説明」）

◆ 修繕

公共施設等を直すこと。なお、修繕を実施後の効用が従前より大きい小さいかを問いません。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

◆ 集約化

同種の機能を持った建物を統合し、単一の建物にすることをいいます。

[た行]

◆ 転用

従来の利用目的から、他の利用目的に変更することをいいます。

◆ 投資的経費

支出の効果が資本形成に向けられ、施設などがストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費がこれにあたります。（出典：三重県「普通会計決算概要（市町分） 用語の説明」）

◆ 土木系公共施設

公共施設等のうち、いわゆるインフラと呼ばれる施設にあたります。具体的には、道路、橋りょう、上水道管、上水道プラント施設、下水道管及び下水道プラント施設などをいいます。

[は行]

◆ 複合化

建物を集約する際に、複数の用途や機能が異なる建物を一つに集約することをいいます。

◆ 扶助費

社会保障制度の一環として、児童、高齢者及び障がい者などに対して実施している支援事業に関する経費をいいます。

◆ 普通建設事業費

投資的経費のうち、公共施設等の建設や用地取得に充てられたものをいいます。

[や行]

◆ 予防保全維持管理（予防保全）

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕などを実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいいます。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を実施する管理手法。）（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

◆ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけ多くの人にとっての高い利便性を目指したデザインや機能をいいます。

[ら行]

◆ 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、普通交付税の振替分として、投資的経費以外の経費にも充てられる、地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

[ABC]

◆ ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術になります。（出典：総務省「情報通信白書 平成28年度版」）

◆ IoT

Internet of Things の略。様々な「モノ」がセンサーと無線通信を介してインターネットの一部を構成するという意味。「モノのインターネット」といわれています。（出典：総務省「情報通信白書 平成28年度版」）

山県市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 6 月策定

令和 2 年 3 月改訂

令和 4 年 3 月改訂

令和 5 年 2 月改訂

編集：山県市 総務課

〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000 番地 1

電話：0581-22-2111（代表）